(2) 保護者の安心に資する保育施設等に関する情報の開示の推進 【制度等】

保育施設等が保育施設等に関する情報の開示を推進することは、保育施設等が運営に対する緊張 感を増加させることに伴って運営改善に関する意識が向上し、安全対策の徹底・推進につながる可能 性があることから、保護者の安心に資するものとなっている。

このようなことから、保育士等の配置数や苦情受付窓口等の保育施設等に関する情報については、運営基準及び児童福祉法等において、次図表のとおり、保育施設等による保護者に対する開示に係る規定が設けられている。

図表 6-(2)-① 保育士等の配置数等の保育施設等に関する情報についての、保育施設等による保護者 に対する開示に係る法令上の規定の状況(平成29年4月1日時点)

開示手段	保育施設等内への	利用申込者に対す	利用申込者に対す	
開示する情報	掲示	る書面交付	る説明	
保育士等の配置数に係る情報	0	0	0	
保育する乳幼児に関する保険に係る情報		\Diamond		
提携医療機関に係る情報		\Diamond		
苦情受付窓口に係る情報		\Diamond		

- (注) 1 運営基準、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づき、当省が作成した。
 - 2 表中の「◎」は認可保育施設等及び認可外保育施設の双方に係る法令上の規定があるものを、「○」は認可保育施設等のみに係る法令上の規定があるものを、「◇」は認可外保育施設のみに係る法令上の規定があるものを、無印はこれらのいずれにも該当しないものを表す。

なお、ここでいう法令上の規定の有無については、法令上、開示する情報が明確に規定され、かつ、「しなければならない」などと規定されているものを「有」と整理し、法令上、開示する情報が明確に規定されていないものは「無」と整理した。以下同じ。

3 認可外保育施設における「保育する乳幼児に関する保険に係る情報」及び「提携医療機関に係る情報」の保育施設等内への掲示については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第123号)に基づき、平成30年4月1日から義務付けられることとなった。

しかし、i)公正取引委員会が取りまとめた「保育分野に関する調査報告書」(平成26年6月)によると、保育所の情報公開に関して「保育の実態は外部からは見えにくい」ことが指摘されており(資料6-(2)-①参照)、ii)当省が受けた行政相談の中にも、「預けていた乳幼児が保育事故の被害に遭ったが、状況が把握できず、保育施設等の対応に不満である」旨の相談がみられるなど、保育施設等は保護者にとって日々の運営状況が把握しにくい存在であることがうかがえる。

【調査結果】

ア 保育士等の配置数等の保育施設等に関する情報の保護者に対する開示状況

今回、調査対象 149 保育施設における保育士等の配置数等の保育施設等に関する情報の保護者に対する開示状況を調査した結果、以下のとおり、法令上、開示に係る規定が設けられているが、「(開示するとの) 発想がなかった」、「義務があるとは認識していない」、「保護者が特に必要としていない情報と考えている」などの理由を挙げ、保護者に対する情報開示を行っていない保育施設がみられた。

(7) 保育士等の配置数に係る情報の開示状況

- ① 保育士等の配置数に係る情報については、法令上、認可保育施設等及び認可外保育施設の施設等内への掲示に係る規定が設けられているが、調査対象 149 保育施設のうち、119 施設 (79.9%) で掲示を行っていた一方、12 施設 (8.1%) では掲示を行っていなかった (資料 6-(2)-②・③参照)。
- ② 保育士等の配置数に係る情報については、法令上、認可保育施設等の利用申込者に対する書面交付に係る規定が設けられているが、調査対象 87 認可保育施設のうち、74 施設 (85.1%)で交付を行っていた一方、7 施設 (8.0%)では交付を行っていなかった (資料 6-(2)-④・⑤

参照)。

③ 保育士等の配置数に係る情報については、法令上、認可保育施設等の利用申込者に対する説明に係る規定が設けられているが、調査対象87認可保育施設のうち、70施設(80.5%)で説明を行っていた一方、9施設(10.3%)では説明を行っていなかった(資料6-(2)-⑥・⑦参照)。

(イ) 保育する乳幼児に関する保険に係る情報の開示状況

保育する乳幼児に関する保険に係る情報については、法令上、認可外保育施設の利用申込者に対する書面交付に係る規定が設けられているが、調査対象 62 認可外保育施設のうち、47 施設 (75.8%) で交付を行っていた一方、6 施設 (9.7%) では交付を行っていなかった (資料 6-(2)-8・9参照)。

(ウ) 提携医療機関に係る情報の開示状況

提携医療機関に係る情報については、法令上、認可外保育施設の利用申込者に対する書面交付に係る規定が設けられているが、調査対象 62 認可外保育施設のうち、45 施設 (72.6%) で交付を行っていた一方、7 施設 (11.3%) では交付を行っていなかった (資料 6-(2)-⑩・⑪参照)。

(I) 苦情受付窓口に係る情報の開示状況

苦情受付窓口に係る情報については、法令上、認可外保育施設の利用申込者に対する書面交付に係る規定が設けられているが、調査対象 62 認可外保育施設のうち、45 施設 (72.6%) で交付を行っていた一方、8 施設 (12.9%) では交付を行っていなかった (資料 6-(2)-⑩・⑬参照)。

イ 認可の有無及び法令上の規定の状況別の開示状況等

調査対象 149 保育施設における保育士等の配置数等の保育施設等に関する情報の保護者に対する開示状況について、認可の有無及び法令上の規定の状況別に整理した結果は、次図表のとおりであり、i) 認可保育施設の方が、認可外保育施設に比べて平均で8.2 ポイント開示に係る取組の実施率が高く、ii) 法令上の規定がある開示事項の方が、規定のない開示事項に比べて同実施率が6.5 ポイント高い状況がみられた。

図表 6-(2)-② 認可の有無及び法令上の規定状況からみた保育士等の配置数等の保育施設等に関する 情報の保護者に対する開示状況

(単位:%)

			認可保育施設			認可外保育施設			
開示事項		規定状況	実施率	未実 施率	不明	規定状況	実施率	未実 施率	不明
10 女长	保育士等の配置数に係る情報	0	83. 9	6. 9	9. 2	0	74. 2	9. 7	16. 1
保育施 設等内 への掲	保育する乳幼児に関する保険に 係る情報		44.8	47. 1	8. 0		62. 9	21.0	16. 1
示	提携医療機関に係る情報		51.7	40.2	8.0		67. 7	16. 1	16. 1
71,	苦情受付窓口に係る情報		78. 2	12.6	9.2		54.8	25.8	19.4
利用申	保育士等の配置数に係る情報	\circ	85. 1	8.0	6.9		59.7	22.6	17. 7
込者に 対する	保育する乳幼児に関する保険に 係る情報		83. 9	9. 2	6. 9	0	75.8	9. 7	14. 5
書面交	提携医療機関に係る情報		73.6	18. 4	8. 0	0	72.6	11.3	16. 1
付	苦情受付窓口に係る情報		89. 7	4.6	5. 7	0	72.6	12.9	14. 5
4年 中	保育士等の配置数に係る情報	0	80. 5	10.3	9. 2		72.6	8. 1	19. 4
利用申込者に	保育する乳幼児に関する保険に 係る情報		87. 4	4. 6	8. 0		72.6	8. 1	19. 4
対する 説明	提携医療機関に係る情報		80.5	11.5	8.0		75.8	8.1	16. 1
見たりつ	苦情受付窓口に係る情報		88.5	3. 4	8.0		67. 7	14.5	17. 7
	平均値			14. 7	7. 9		69. 1	14.0	16. 9
法令上の規定がある開示事項の実施率の平均値:77.8									

法令上の規定がない開示事項の実施率の平均値:71.3

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 「規定状況」欄について、「○」は法令上の規定があることを、無印は法令上の規定がないことを表す。
 - 3 図表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、「実施率」、「未実施率」及び「不明」の合計が100にならないものもある。

また、開示している事項数別の状況をみると、図表 6-(2)-(3)のとおり、12 事項全てを開示している保育施設が 43 施設(12 事項全ての開示状況が把握できた 124 施設のうち、34.7%)みられた一方、12 事項全てを開示していない保育施設はみられなかった。このうち、法令上の規定がある事項に限ってみると、図表 6-(2)-(4)のとおり、全ての規定事項(認可保育施設 3 事項及び認可外保育施設 4 事項)を開示している保育施設が 95 施設(全ての規定事項の開示状況が把握できた 130 施設のうち、73.1%)みられた一方、全ての規定事項を開示していない保育施設が 1 施設(同 0.8%) みられた。

図表 6-(2)-③ 開示している事項(法令上の規定の有無を問わない。)の数からみた、保育士等の配置 数等の保育施設等に関する情報の保護者に対する開示状況

(単位:施設、%)

	(中国:地區、707						
区分		全ての事項	一部の事項	全ての事項	△≟᠘		
		を未開示	を未開示	を開示	合計		
認可	可保育施設	0 (0)	52 (67.5)	25 (32.5)	77 (100)		
	保育所	0 (0)	29 (70.7)	12 (29.3)	41 (100)		
	幼保連携型認定こども園	0 (0)	4 (66.7)	2 (33.3)	6 (100)		
	小規模保育施設	0 (0)	16 (59.3)	11 (40.7)	27 (100)		
	事業所内保育施設	0 (0)	3 (100)	0 (0)	3 (100)		
認可	可外保育施設	0 (0)	29 (61.7)	18 (38.3)	47 (100)		
	ベビーホテル(証明書の交付有り)	0 (0)	3 (37.5)	5 (62.5)	8 (100)		
	ベビーホテル(証明書の交付無し)	0 (0)	6 (85.7)	1 (14.3)	7 (100)		
	その他の認可外保育施設(証明書	0 (0)	12 (63.2)	7 (36.8)	19 (100)		
	の交付有り)				19 (100)		
	その他の認可外保育施設(証明書	0 (0)	8 (61.5)	5 (38.5)	13 (100)		
	の交付無し)	0 (0)	0 (01. 5)	0 (36.0)	13 (100)		
	合計	0 (0)	81 (65.3)	43 (34.7)	124 (100)		

⁽注) 1 当省の調査結果による。

図表 6-(2)-④ 開示している事項(法令上の規定があるものに限る。)の数からみた、保育士等の配置 数等の保育施設等に関する情報の保護者に対する開示状況

(単位:施設、%)

区分	全ての事項	一部の事項	全ての事項	合計			
运 力	を未開示	を未開示	を開示				
認可保育施設	0 (0)	18 (23. 1)	60 (76.9)	78 (100)			
保育所	0 (0)	12 (29.3)	29 (70.7)	41 (100)			
幼保連携型認定こども園	0 (0)	0 (0)	6 (100)	6 (100)			
小規模保育施設	0 (0)	6 (21.4)	22 (78.6)	28 (100)			
事業所内保育施設	0 (0)	0 (0)	3 (100)	3 (100)			
認可外保育施設	1 (1.9)	16 (30.8)	35 (67.3)	52 (100)			
ベビーホテル (証明書の交付有り)	0 (0)	0 (0)	9 (100)	9 (100)			
ベビーホテル(証明書の交付無し)	0 (0)	3 (37.5)	5 (62.5)	8 (100)			
その他の認可外保育施設(証明書	1 (4.5)	9 (40.9)	12 (54. 5)	22 (100)			
の交付有り)			12 (34.3)	22 (100)			
その他の認可外保育施設(証明書	0 (0)	4 (30.8)	9 (69. 2)	13 (100)			
の交付無し)	0 (0)	4 (30.6)	9 (09.2)	13 (100)			
合計	1 (0.8)	34 (26. 2)	95 (73.1)	130 (100)			

⁽注) 1 当省の調査結果による。

【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、保護者の安心に資する保育施設等に関する情報の開示を推 進する観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、保育施設等において、保育士等の配置数の

² 調査対象149保育施設のうち、開示状況が不明の開示事項(法令上の規定の有無を問わない。)が一つ以上あった25施設を除いた124施設の状況を整理した。

² 調査対象149保育施設のうち、開示状況が不明の開示事項(法令上の規定があるものに限る。)の数が一つ以上あった19施設を除いた130施設の状況を整理した。

³ 図表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならないものもある。

情報を保育施設等内に掲示するなどの法令で規定される保育施設等に関する情報の開示が確実に実施されるよう、地方公共団体に対し、監査の機会等を通じてこれらの情報開示の重要性や制度の内容を保育施設等に周知することについて要請する必要がある。